

戦後の公用文改善の取組

昭和 21.4.17 憲法改正草案 内閣発表

口語体・漢字平仮名交じり文で発表。(戦前の法令文は、文語体・漢字片仮名交じり文。直前3月に示された「憲法改正草案要綱」も、文語体・漢字片仮名交じり文を使用。)

昭和 21.4.18 各官庁における文書の文体等に関する件 次官会議決定

「今後各官庁における文書及び新たに制定(全文改正を含む。)する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること」を決定。

昭和 21.6.17 官庁用語を平易にする標準に関する件 次官会議申合せ

次官会議決定を具体的に示すため、文部省開催の官庁用語改良打合せ会で各省の協力を得て「官庁用語を平易にする標準」を作成。「今後、各官庁における文書は、その用字・用語・文体等に関して、つとめてこの標準によるとともに、文書の形式も平易にするよう」工夫すること、また、用字・用語の例及び実際の文例を示す「官庁用語便覧」(仮称)を編修することを申合せ。

昭和 21.12.9 官庁の用字・用語をやさしくする件 次官会議申合せ

予定されていた「官庁用語便覧」(仮称)に当たるものとして、「公文用語の手びき」編修協議会(文部省で官庁用語便覧編修協議会として発足)が「公文用語の手びき」を作成。12月9日の次官会議申合せ後、翌10日の閣議報告を経て、12月24日に総理庁官房総務課から各省庁に通達。

昭和 23.5.31 官庁の用字・用語をやさしくすることについて 次官会議申合せ

公用文改善協議会(文部省が内閣及び各省庁の文書関係担当官の参加を得て開催してきた協議会)が「公文用語の手びき」を改定し、「改編公文用語の手びき」を作成。5月31日の次官会議申合せ後、6月11日の閣議報告を経て、6月22日に総理庁官房総務課から各省庁に通達。また、同日の次官会議で、公用文の改善を更に図るために内閣に公用文改善協議会(文部省開催の上記協議会と同名ではあるが、別の協議会)を設けることを決定。

昭和 24.4.5 公用文作成の基準について 閣議了解

内閣に設置された公用文改善協議会が「公用文改善協議会報告第1部 公用文の改善」(「公用文の書き方」として印刷配布)を決定。4月4日に次官会議で、翌5日に閣議で了解。同5日、その旨を内閣官房長官から各省大臣に通達。

昭和 26.10.30 公用文改善の趣旨徹底について(公用文作成の要領) 国語審議会建議

国語審議会が「公用文法律用語部会」で公用文改善の諸通達を整理統合し、更に検討を加え、「公用文作成の要領」を決定。「公用文改善の趣旨徹底について」として、国語審議会会長から内閣総理大臣・文部大臣宛て建議。11月1日の次官会議了解、翌2日の閣議供覧を経て、昭和27年4月4日付けで内閣官房長官から各省庁次官宛て依命通知。